

「リスク評価の新たな展開とそれを取り巻く課題」に対する意見及び今後の政策対話の進め方についての意見

中 下 裕 子

1 リスク評価を取り巻く課題についての意見（補足）

< 内分泌かく乱化学物質のリスク評価について >

EUでは、農薬や化粧品について「内分泌かく乱化学物質」の使用が禁止されているところ、「内分泌かく乱化学物質」の定義（クライテリア）案が2014年には提案されることになっており、昨年以來、クライテリアのあり方をめぐる議論が活発に行われている。同クライテリアは「REACH」の「内分泌かく乱化学物質」にも適用されることが予定されている。

一方、わが国においては、1998年に「SPEED'98」が策定され、この問題への取組みに着手されたものの、2003年頃から「環境ホルモンのリスクは大したことない」との意見が強く主張されるようになり、これを受けて環境省自身も環境ホルモン問題への取組み姿勢を軌道修正し、「EXTEND2005」を策定し、それが「EXTEND2010」に引き継がれている。このように、わが国においては、「内分泌かく乱化学物質」の問題は未だ研究段階の域を出ておらず、EUのように規制を前提とした定義やリスク評価の具体的あり方を検討する段階には至っていないのが実情である。

しかし、EUで規制が開始されれば、「REACH」同様、EU外の各国にもその影響が及ぶことは必至で、わが国においても、早期にその検討を開始する必要がある。

先日の政策対話における「リスク評価」の議論においては、あくまでも従来のリスク評価手法をベースとした議論が中心であったが、周知のとおり、「内分泌かく乱化学物質」については、「低用量」・「逆U字」問題や、「シングルヒット」問題（ばく露時期による不可逆的影響）、ばく露と影響発現との時間差の問題など、従来のリスク評価手法では対処できない問題がある。したがって、このような新たなハザード及びリスク評価・管理のあり方について、早急に政策対話

において議論することが必要であると思料する。

I C C M 4 では「内分泌かく乱化学物質」問題がテーマのひとつとなること、先般、配布された I C C M 4 のスケジュールでは、2015年9月27日～10月3日に I C C M 4 会合の開催が予定されているのであるから、それ迄の時間は1年半位しかないと考えられるので、早期に政策対話での議論を要望する次第である。

2 今後の政策対話の進め方等についての意見

(1) S A I C M 国内実施計画の定期的レビュー

S A I C M 国内実施計画については、原則として年1回はその進捗状況について政策対話の場で報告を行い、これについての意見交換の場を設けるべきである。特に、同実施計画における「未解決の問題」や「今後の検討課題」については、問題の棚上げにならないよう、定期的な点検が不可欠である。

S A I C M については、実施主体はあくまでも国であるが、多様なステークホルダーの参加が求められていることは周知のとおりであり、本政策対話の場もそのために設置されているのであるから、今後この点を徹底し、早期に進捗状況の報告と議論の場を設定していただきたい。

(2) 水銀条約をめぐる国内的課題の検討

昨年、日本が主導して「水銀条約」が成立したことは喜ばしいことである。しかし、条約の成立はあくまでも問題解決のスタートにすぎないことは言うまでもない。わが国としては、水俣病の教訓を生かして、水銀条約批准に伴う国内法整備にも多大な努力を傾けるべきである。国内法整備にあたっての課題についても政策対話で取り上げ、各方面からの意見交換を行い、政策に反映させる必要があると考える。そのための場の設定も併せてお願いしたい。